

令和5年度自家用電気工作物にかかる立入検査結果について  
(需要設備)

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の自家用電気工作物に対して電気事業法第107条第4項の規定に基づき、実施した立入検査の結果は以下のとおりです。

1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故再発防止策の確認及び事故の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 対象となる立入検査場所の選定理由および件数

① 電気関係報告規則第3条の規定に該当する事故が発生した事業用電気工作物  
< 25件 >

⑤ 交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物で、当該電気工作物における事故の発生が社会的混乱を生じ又はそのおそれがあり、保安上立入検査の実施が必要と認められるもの  
< 1件 >

⑥ 保安規程に基づく事業用電気工作物の工事、維持及び運用が適切に行われていないおそれのあるもの又は主任技術者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行っていないおそれのあるもの等、保安上立入検査の実施が必要と認められるもの  
< 8件 >

⑦ その他（設置後、長年経過した事業場）  
< 2件 >

3. 立入検査実施内容

(1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況

- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
- (4) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
- (5) 事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況

#### 4. 立入検査結果（指摘・指示事項）

- (1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況
  - 接地抵抗の値が過大
  - B種（第2種）接地工事が不適切
  - 必要な箇所に地絡遮断装置が未設置
  - 高圧受配電設備の出入り口に立入禁止の表示がない
  - 電柱の足場金具等が地表上1.8m未満に設置されている
  - 電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない
  - 機械器具の鉄台および外箱の接地工事不完全または未施工
  - 地絡遮断装置未設置
- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
  - 保安規程等を変更していない
  - 保安規程等を定めていない
  - 保安規程で定められた点検頻度を守っていない
  - 巡視・点検記録が保管されていない
  - 巡視・点検記録が不適切
  - 点検の全部又は一部を行っていない
  - 点検結果に基づく改修が未履修
  - 保安規程で定められた関係書類保管期間を守っていない
  - 保安教育を適切かつ計画的に実施していない
  - 工事に係る巡視、点検を実施していない
  - 補修工事関連資料が整備されていない
  - 運転または操作基準を定めていない
  - 災害（電気事故含む）発生時の防災体制が整備されていない
  - 関係図面が整備されていない
  - 絶縁監視装置警報発報時に必要な措置がとられていない
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
  - 主任技術者を選任していない

- 主任技術者の変更届がされていない
- 保安監督の職務を誠実に実施していない